

2010年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答) 地方公共団体は、憲法を始めとする法令の規定より、各種事務事業を実施しているものであり、東海市では、住民の福祉の増進のために社会保障施策の充実を総合的・計画的に施策を行うこととしています。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

(回答) 市民が望むまちづくりに的確に対応するため、市の施策を行うこととしていますが、地方自治法が規定する地方公共団体の健全な発達を念頭に、施策に要する安定的な財源を確保して市民の福祉の向上を図っていくこととしています。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

(回答) 行政サービスの提供については、個々の制度に基づき行っているところです。行政サービス制限条例の制定につきましては、行政課題となっていないものでございます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課

税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 知多北部広域連合の独自減免制度を実施いたしております。

保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 同上

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

(回答) 国の通知に基づき、サービスの可否を判断する際に一律的に判断しないよう事業所に対して通知するなどしており、現行の対応で十分と考えているため、「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所に周知することについては、考えておりません。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答) 知多北部広域連合第4期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。また、国の介護基盤の緊急整備特別対策事業により、さらに計画の上乗せ分の施設整備も行われる予定です。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 第4期事業計画の施行に伴い、国の方で、介護報酬の改定が行われ、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、平成22年度から、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき介護職員処遇改善交付金が交付されています。

研修につきましては、研修支援事業が行われております。

また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスについては、週7日の昼食を実施しています。自己負担については、住民税の課税状況に応じて300円(食材費)と470円(食材費と調理費)があります。近隣他市町の状況を把握し、努力してまいります。

ふれあい会食に替わるものとして、誰でも参加できるサロンを各地域ごとに実施しております。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答) ひとり暮らし、高齢夫婦への支援として、介護認定を受けている方で希望者については配食サービスでの安否確認を実施し、それ以外の方については①家具等転倒防止器具の取付(ひとり暮らしのみ)②あんしん電話の設置③安否確認(ひとり暮らしのみ)④災害時要援護者支援(ひとり暮らしのみ)⑤救急医療情報キットの配布の生活支援を行っております。今後も生活支援施策の充実に努力してまいります。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答) 外出支援として、市内全域をまわる地域巡回バス以外にも、要介護認定3以上の方や身体障害者3級以上、療育手帳の所持者の方には、初乗り料金を補助する福祉タクシー券(年間24枚)を交付しています。近隣他市町の状況を把握し、努力してまいります。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答) 市内には23の敬老の家があり、老人クラブの会員のかたなどが、レクリエーション活動等に利用されています。また、寝たきりにならないように、介護予防教室や社会福祉協議会が実施しているサロンやゴムバンド運動、認知症予防啓発事業があります。これら以外にもNPO法人等の活動もあり、これからも多面的な福祉施策の充実に努力してまいります。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答) 県営清水住宅の建替えに伴い、シルバーハウジング住宅15戸と障害者向住宅2戸を整備する予定です。(H24.4.1~予定) 現在、市営住宅での予定はございません。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 普通障害者に対しては、平成21年度分確定申告から障害者控除の対象としています。特別障害者については、すでに実施済みです。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 全ての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うように勧奨通知を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 医療費の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されていますので、ご了承ください。

後期高齢者福祉医療制度の拡大については、市特定疾病認定患者、ひとり暮らし高齢者等も対象としており、現時点では、これ以上の拡大は考えておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項から7項までの規定に基づき、広域連合は、保険料の滞納につき高齢者の医療の確保に関する法律施行令第4条に定める特別な事情があると認められる場合を除き、資格証明書を交付するものとしています。しかし、広域連合長に対し、平成21年10月26日付け厚生労働省から、資格証明書の厳格な運用の徹底として、原則、資格証明書は交付しないこととする通達を受けて、現在は運用されています。

③後期高齢者医療制度に加入しない65~74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2項の規定の適用を受けて実施しています。現在のところは障害者医療助成対象者として認定していく考えはありません。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 東海市は、小学生の通院現物給付、21年度4月から中学生の入院現物給付など市独自の内容で医療費助成を実施しています。現時点では、これ以上の助成内容の拡大は考えておりません。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(回答) 本市では、平成21年度から産前14回について補助を行っております。産後1回の補助については平成19年から実施しています。

公費負担となる健診項目については、県下統一を図っております。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

(回答) 対象基準につきましては、近隣市町村の状況から考えて適切ではないかと考えます。また、申請窓口については、学年費や給食費の集金を学校が行っている都合上、援助の対象者であることを学校が把握していなければなりませんので学校に申請していただくほうがよいと考えます。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答) 学校給食法においては、学校求職の運営経費のうち、施設整備費や人件費以外の食材料費等については、保護者が負担すべきと規定されております。そして、学校給食が適切に実施されるためには、保護者の方々に応分の負担をしてもらうことが不可欠であります。したがって、学校給食は、保護者が負担する給食費によって成り立っているということで、ご理解をいただきたいと考えます。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

(回答) 国民健康保険制度の広域化は、国保会計をより強化するもので、現在検討されています。方針や内容について、きまりしだい国保の被保険者にとってどうなのか検討をしていきたいと考えております。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 減免制度のさらなる拡充は、そのための財源が必要となること等影響があります。現在の市財政及び国保会計の状況では難しいと考えております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答) 18歳未満の子どもについて、均等割を対象としないためには、他の被保険者の負担が増えることにつながることで、又、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の市財政及び国保会計の状況では難しいと考えております。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答) 減免の範囲を拡大することは、他の被保険者の負担が増えることにつながることで、又、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 減免制度の、さらなる拡充は、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答) 国保事業は、国民皆保険の柱であり、医療給付と負担は共に公平でなくてはならないものと考えております。このため、理由もないのに国保税を納めていただけない方については、資格証明書を交付しております。特別な事情のある世帯には、弁明書等を提出していただくことにより、既存の保険証を発行してまいります。

なお、資格証明書の交付は、「東海市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する対策要綱」に基づいて実施しており、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、特別な事情と認めております。また、18歳年度末までの子どもさんについては、郵送にて一斉更新日までの保険証を交付しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(回答) 滞納がある方が、高額療養費などの支給が発生した場合でも、状況を確認し、給付を行っておりますので、給付制限はしておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答) 分納を定期的に行い、滞納額を減らしているような世帯については、期間を延ばした短期証、正規の保険証を交付するようにしております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答) 国民健康保険税を支払いきれない加入者には、保険証更新時、各種給付支払時、個別訪問時等による面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 一部負担金の減免規定の拡大については、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。また、制度については、市の広報に搭載、窓口においてご案内等をおこなうことにより周知を図っています。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

(回答) 現時点で、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

(回答) 現時点で、利用者負担の際の収入認定において、市単独での認定方法の予定はありません。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

(回答) 必要な予算は計上しております。また、予算に不足を生じた場合は補正等にて対応しております。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

(回答) 現時点で、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

(回答) 現時点で、障害者程度区分認定の見直しの予定はありません。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

(回答) 社会福祉法人さつき福祉会が建設しているケアホーム・グループホーム建設費補助及び建設場所確保に対する助成につきまして実施しております。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答) 現在、特定健康診査は自己負担金を徴収していません。がん検診及び歯周疾患検診については、検診委託料単価の2割相当を手数料として徴収しております。70歳以上の高齢者や被保護世帯あるいは市民税非課税世帯の方などに対しては、手数料を免除しておりますが、受益者負担の公平性の面からも正当な負担と判断しております。実施期間については、市医師会との協議で決定しており、医療機関の診療に支障が生じかねないため、通年の実施は難しいと考えます。また、がん検診は一部集団方式、個別医療機関方式を併用していますし、特定健診と歯周疾患検診については、個別医療機関方式で実施しております。医療機関での健(検)診の受診機会を増やすことが、患者の状態を一番よく把握しているかかりつけ医を持つことにつながっていると考えます。歯周疾患検診は、平成20年度から対象者を拡大し、40・45・50・55・60・65・70歳の方を対象としています。自己負担金を徴収している事情につきましては、上記のとおりです。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答) 現在、市で実施しております健診は、国の指針に基づき実施しているもので、特定健康診査は、40歳以上、がん検診は、子宮がん検診が20歳以上、乳がん検診が30歳以上、胃がん・大腸がん検診が40歳以上、前立腺がん検診が50歳以上としております。受診対象年齢の変更等につきましては、今のところ考えておりません。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

(回答) 20年11月に、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用補助金交付要綱を策定し、実施しており、子宮頸ガンワクチンについても、平成22年10月実施(予定)に向けて準備等を進めております。

ヒブワクチンは小児の細菌性髄膜炎を予防するワクチンで、諸外国の多くで接種がされていますが、日本では平成20年12月にようやく解禁されたワクチンです。そのため、現在のところ、任意接種となっています。ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは日本では製造されておらず、輸入に頼っているため、ワクチン不足で、ワクチンが手に入りにくい状況と聞いております。市が公費負担をし、多くの方に接種していただくためには、まず、ワクチンが潤達に流通される必要があります。そのためには、ヒブワクチンや小児肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に位置づけられる等、国の予防接種に対する施策が大きく影響します。今後、市といたしましては、引き続き、国の動向や近隣市町村の状況等情報収集に努め予防接種事業を進めてまいります。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

(回答) 今後とも、近隣市町村と連携を図り、市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 生活保護は国民生活の最後の拠り所であるということを十分に認識しておりますので、面談相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁寧に法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っております。そして保護の必要な方には適切に対応しており、申請権の侵害は行っておりません。

②就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答) 平成22年度においてケースワーカーを1人増員して配置しております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

(回答) 年金制度についてであります。必要であれば、年金事務所を通じて国へ要望してまいります。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

(回答) 後期高齢者医療制度は、平成24年度で廃止となり、平成25年度からの新しい医療制度については、現時点では国の動向を注視している状況でございます。医療保険の患者負担の軽減は、低所得者の方々への保険料の軽減措置は後期高齢者医療保険、国民健康保険ともに実施されております。国庫負担の増額につきましては、機会をとらえ市長会等を通じて考えて参りたいと存じます。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答) 3点とも、国の動向を見ながら、機会をとらえ市長会などを通して考えて参りたいと存じます。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(回答) 現時点で、消費税の引き上げの予定はありません。

⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

(回答) 全国自治体病院協議会、全国自治体病院開設者協議会を通じて要望しております。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

(回答) 現時点では、国の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はありません。

⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

(回答) 本市では、20年11月に、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用補助金交付要綱を策定し、実施しており、子宮頸がんワクチンについても、平成22年10月実施(予定)に向けて準備等を進めておりますが、任意の予防接種費用を公費負担し、多くの方に接種していただくためには、まず、ワクチンが潤達に流通される必要があります。そのためには、ヒブワクチン等が定期予防接種に位置づけられる等、国の予防接種に対する施策が大きく影響します。市単独での任意予防接種費用補助については、近隣市町村民からの不公平感を助長する恐れがあることから、国が施策として実施していただくことが望ましいと思われれます。今後とも、近隣市町村と連携を図り、市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2項の規定の適用を受けるため、現在のところは障害者医療助成対象者には該当しませんが、今後の動向を見ながら県と調整していく考えです。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 後期高齢者医療費の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されています。法律の規定内容など後期高齢者福祉医療費給付制度とも、今後の動きをみながら要望してまいりたいと考えます。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答) 現在、市で実施しております後期高齢者の健診については、愛知県後期高齢者広域連合からの受託料で実施しています。そのため、県から市へ直接補助金が交付されるよう要望する考えはありません。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

(回答) 県の助成制度以外、市単独事業として小学生の通院医療費の無料化を実施しております。18歳年度末までの拡大については、県内市町村と足並みを揃えることが必要であり、県の動きを見ながら要望してまいります。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答) 県の補助金の増額は、現在の東海市国保会計の状況では、大変ありがたいこととあります。県の動向をみながら要望していきたく考えます。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答) 精神障害者の方には経済的負担を軽減し、治療と社会復帰を目的に現在は、精神疾患にかかる医療費のみを助成しております。一般疾病の助成につきましては、現在実施している他市町村の状況や、県の動向を見ながら要望していきたく考えます。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答) 現時点では、障害者制度の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

(回答) 県から愛知県後期高齢者広域連合への補助金等の費用の流れについては、市から要請する考えはありません。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

（回答）低所得者の方につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減（減額）がされておりますが、愛知県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条（保険料の減免）の条件に該当すれば、軽減後の保険料に対して減免を適用するとしていますので市から要請する考えはありません。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

（回答）全国の後期高齢者医療広域連合長に対し、平成21年10月26日付け厚生労働省保険局長から、資格証明書の厳格な運用の徹底として、原則、資格証明書は交付しないこととする通達を受けて、現在は運用されています。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

（回答）この懇談会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、被保険者、医療関係者、保険者団体及び学識経験者の方々に構成されております。被保険者の委員の選任につきましては、愛知県及び名古屋市老人クラブ連合会から適任者を推薦していただいております。現在の委員数につきましては、要綱で定める定員数（13名）を満たしており、任期2年（平成21年9月28日～）となっており、愛知県後期高齢者医療広域連合においては、現在のところ、委員の公募は考えておりません。

以上